

## 基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和3年6月30日  
政策統括官(統計基準担当)

基幹統計の名称	作成者	主な変更事項	通知の受理年月日
人口推計	総務大臣	最新の国勢調査結果と推計人口の補間補正について、都道府県別の年齢各歳別に行うことが可能となったことを踏まえ、令和2年国勢調査結果による補間補正人口から、推計の方法を変更するとともに、作成する統計の内容を充実	R3.5.31

(注) 統計法第26条第1項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている(当該作成方法を変更しようとするときも同様)。

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。